別表十（一）付表　記載要領

1　この表は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。次号において同じ。）において租税特別措置法第60条第１項又は第２項（沖縄の認定法人の課税の特例）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において同条第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　当該事業年度において法第62条の９第１項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）、第64条の11第１項若しくは第２項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第64条の12第１項若しくは第２項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第64条の13第１項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「通算前所得金額（(別表四「26の①」＋「32の①」)＋別表四付表「９の①」）(1)」及び「通算前欠損金額（((別表四「26の①」＋「32の①」)＋別表四付表「９の①」)が０を下回る場合のその下回る額）(3)」の各欄は、その益金の額に算入される金額を減算し、及びその損金の額に算入される金額を加算した金額を記載すること。

3　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によること。

(1)　「他の通算法人の通算前所得金額の合計額（別表十八の三「４の計」）－(1)　(2)」の欄には、確定申告書等（租税特別措置法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。以下この号において同じ。）に添付された別表十(一)付表「２」の金額を記載すること。

(2)　「他の通算法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八の三「５の計」）　(4)」の欄には、確定申告書等に添付された別表十(一)付表「４」の金額を記載すること。

(3)　「他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額の合計額（別表十八の三「６の計」）－(6)　(7)」の欄には、確定申告書等に添付された別表十(一)付表「７」の金額を記載すること。

(4)　「他の対象通算法人の特定事業等欠損金額の合計額（別表十八の三「７の計」）　(9)」の欄には、確定申告書等に添付された別表十(一)付表「９」の金額を記載すること。

(5)　「他の特例対象内国法人の通算前所得金額の合計額（別表十八の三「８の計」）－(10)　(11)」の欄には、確定申告書等に添付された別表十(一)付表「11」の金額を記載すること。

(6)　「他の特例対象内国法人の通算前欠損金額の合計額（別表十八の三「９の計」）　(13)」の欄には、確定申告書等に添付された別表十(一)付表「13」の金額を記載すること。

4　「通算前欠損金額（((別表四「26の①」＋「32の①」)＋別表四付表「９の①」)が０を下回る場合のその下回る額）(3)」の欄は、「(((別表四「26の①」＋「32の①」)＋別表四付表「９の①」)が０を下回る場合のその下回る額)」の金額のうちに法第64条の６（損益通算の対象となる欠損金額の特例）の規定によりないものとされるものがある場合には、そのないものとされる金額を控除して記載すること。

5　「軽減対象所得金額　(6)」の欄は、租税特別措置法施行令第36条第15項（沖縄の認定法人の課税の特例）の規定により計算した同条第３項に規定する軽減対象所得金額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

6　「特定事業等欠損金額　(8)」の欄は、租税特別措置法施行令第36条第15項の規定により計算した同条第８項第１号イに規定する特定事業等欠損金額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

7　「特例対象内国法人に該当する場合の通算前所得金額(1)　(10)」及び「特例対象内国法人に該当する場合の通算前欠損金額(3)　(12)」の各欄は、当該通算法人が租税特別措置法第60条第２項に規定する特例対象内国法人に該当する場合に記載すること。

別表十㈠の表を次のように改める。